

# 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の公表について

2018年12月10日より、以下に掲げる特定製造業者等が表に掲げた品目のリサイクル責務者になるため、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき、再商品化等料金（リサイクル料金）を次の通り公表いたします。

この料金は1台当たりであり、全国同一の料金です。

上記料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

## 料金公表を行う特定製造業者等

### 株式会社グリーンハウス

品目	リサイクル料金	
	税抜	税込
液晶・プラズマ式テレビ（小）	2,915円	3,148円
液晶・プラズマ式テレビ（大）	3,415円	3,688円